人文研
News Letter

2002.7.31. №１７

編集･発行／立命館大学人文科学研究所
〒603－8577　京都市北区等持院北町56－1
TEL (075)465 - 8225　FAX (075)465 - 8245

目　　次

春季公開講演会について
人文科学研究所所長　服部　健二　・・・　2

２００２年度研究会開催報告　・・・　3

人文研からのご案内　・・・　１４

土曜講座
ブックレット
秋季公開講演会について

春季公開講演会を終えて・・・

人文科学研究所所長　　服部健二

核兵器完全廃棄と戦争廃絶は夢物語か

―暴力の極大化と極小化を考える―

広島修道大学法学部教授・日本平和学会元会長　　岡本　三夫　氏

講演会は６月２２日衣笠キャンパス以学館１号ホールで２００名ほどの市民・学生が参加して行われました。

岡本教授は、２０世紀最大の出来事として、三つのグラウンド・ゼロ（広島・長崎への原爆投下と昨年の９・１１のテロ）を挙げられ、核時代とそれ以前との違いに聴衆の注意を促されました。たとえば、連合国憲章といったほうが正確な国連憲章が、戦争の相対的否定の立場にたつのは、その草案が核時代以前の第二次世界大戦中に承認されたためですし、日本国憲法が戦争の絶対的否定の立場を採るのは、それが戦後に制定され、核時代の産物だからだということになります。そして教授は、核兵器が単なる兵器ではなく、まさに絶滅装置である以上、「核兵器は絶対悪」という湯川秀樹の言葉に立脚する不戦の思想こそ、この核時代に必要な思想だということを力説されました。

岡本教授は、かつて神学と哲学とを学ばれたあと、日本での平和学研究を先駆的に切開いてこられたお一人なのですが、今や平和学の伝道者と呼ぶにふさわしい語り口で、核時代以前の常識であった「平和を望むなら戦争に備えよ」という言葉に替えて、核時代の言葉として「平和を望むなら平和に備えよ」と語られました。平和への備えのために、現状では戦争を研究している人たちの百分の一にも満たない、平和を科学的に研究する人を組織的に養成する必要があること、そのためにも、日本にまだない平和学部を創設することが重要だと繰り返し訴えられました。教授の熱意に促されたかのように、特に若い学生や院生からの熱心な質問が予定時間を超えても続けられたのが印象的です。

平和学の伝道者ともいうべき岡本教授の真摯な熱情に心打たれながら、二つの言葉が念頭に去来しました。その一つは、かつてフランクフルト学派（批判理論）の代表者であるホルクハイマーが提示した、自由と抑圧か、それとも正義と管理された社会かという選択です。この逆説的な二者択一の問いかけは、フランクフルト学派のあまりにも有名になった主張、つまり、啓蒙が野蛮への転落であるという啓蒙の弁証法の変奏なのですが、こうした現実への批判の鋭さとある意味で醒めた見方とがないまぜになった主張に対して、岡本教授の平和と平和学への熱意は、「それでもなお」とか「にもかかわらず」という一徹さを示すものだといえます。もう一つは、同じ週に行われた別の講演で、あるパワーポリティックスの信奉者が聴衆に問いかけた、平和かそれとも自由かという選択です。平和かそれとも戦争かという二者択一の真摯さに冷笑を浴びせ掛けるこの選択肢は、フランクフルト学派的な逆説的表現でいいますと、自由と戦争とを選択肢の一つとして選ばせる導水路にもなりかねないものだと思われます。こうした選択肢を提示する現実主義に対しても、「それでもなお」「平和に備えよ」という呼びかけを銘記することが必要だと考えさせられました。

研究会開催報告

●プロジェクト研究会●

ＡＩ　「日本型社会」研究会
第2回（２００２．５．２４）
テーマ：近代天皇制イデオロギーの思想過程―「日本」の塑型と天皇―
報告者：立命館大学文学部教授　桂島宣弘氏

【報告の要旨】戦後の近代天皇制イデオロギー研究は、戦時中の平田篤胤像に託された非合理的・半封建的な像を提示する場合が多かった。講座派や丸山学派の研究はその代表的なものといえる。しかしながら、それは二重の意味で見通しが必要なのではないか。第一に、そもそも平田篤胤・平田派国学と近代天皇制イデオロギーが結びつくものなのかどうか。文化文政期・天保期以後の平田派の宇宙論・幽冥論は明治初年期にむしろ挫折し、近代天皇制国家の中枢から放逐されたのではなかったか。第二に平田派を指弾することで、明治啓蒙主義や学術が構築した国民国家日本のイデオロギーとしての近代天皇制イデオロギーが隠蔽されていくという問題がある。例えば福沢諭吉や津田左右吉などは国学者と激しく対立したが、むしろ彼らの「象徴天皇制」論こそ、戦前は無論、戦後へも継承された天皇制イデオロギーの根幹を成すものと考えるべきではないか。（桂島宣弘）

【討議の内容】質疑応答では、（1）戦前戦中から戦後への展開のなかでの天皇制イデオロギーの内容的連続性について、（2）天皇制イデオロギーというパラダイムへ思想家たちがどのように「からめとられていった」のか、（3）福沢諭吉と天皇制イデオロギーの距離、芳賀矢一、平田篤胤の評価について、（4）なぜ近代天皇制が必要とされたのか、（5）井上毅への国学の影響、等々について興味深い議論が展開された。なお、質疑応答のなかで報告者は、「明治 10 年代までは本居宣長は、実践的にも学問的にも評価されていない。しかし、明治 20 年代、宣長が高く評価され始める。それは天皇制国家の確立期と重なる」、「これに対し、平田篤胤派は、明治 4 年国事犯事件で中央政界から一斉に追放され、この段階でほぼだめになっていく。政治的にも学術的にも省みられなくなる。明治 20 年代でも省みられない。ところが昭和初期から戦時中になると平田篤胤が注目されるようになる」という趣旨のことを発言されておられた点は興味深く思われた。（大平祐一）

ＡＩ　「日本型社会」研究会

第3回（２００２．６．２８）

テーマ：近世日本の「統一的司法」―「我が国の司法制度の特徴」の形成―

報告者：立命館大学法学部教授　大平祐一氏

【報告の要旨】本報告は、佐藤岩夫氏の「統一的司法」という分析視角を手掛かりにして、近世日本の司法の特徴を明らかにしようとしたものであり、次のような点が述べられた。（1）近世日本の裁判においては、下級裁判機関が自己の権限で処理したものを別とすれば、下級裁判機関からの伺と上級裁判機関による指令という形で判決が確立された。（2）その際、各種法源とりわけ老中が承認した過去の判例に基づき、判決の統一性が執拗に追求された。（3）下級裁判機関からの伺いは上級裁判機関とりわけ老中の承認した過去の判例を批判するものではあり得ず、その意味で伺は保守的にならざるを得なかった。（4）近世日本の司法のこのような行政的性格の背景として、司法が行政から分離していなかったことが指摘できる。（5）近世の司法は、裁判官の独立を重視するのではなく、上級裁判機関の判例に統一させ、従わせるという「統一的司法」であり、上級裁判機関の意向を気にする司法であった。このような近世司法の性格はその後の歴史の中で完全に克服されたのであろうか。（大平祐一）

【討議の内容】質疑応答では、(1)「公事方御定書」制定以前と以降での司法のあり方の相違、（2）「相対（あいたい）の世界」の事柄たる民事関係を、「統一的司法」としてとらえる可能性、（3）領国（藩）の裁判の問題を今日の議論の中でどう位置づけるのか、（4）「裁判官の独立」のもとでの裁判の内容拘束という今日の司法の問題点を、近世の「司法と行政の未分化」ということと直結させて説明しようとすることの問題性、（5）「統一的司法」という体質が明治以降に残った理由、（6）「日本型社会」の原型としての江戸時代―上級裁判機関による情報コントロール―、（7）裁判官の人事のあり方、（8）判例における価値規範的なるもの、（9）「紛争の相対処理」という分権性と「上級への伺い」という集権性、そしてその両者の相互補完的関係、（10）「統一的司法」と政治判断、（11）判例変更のシステム、等について種々議論がなされた。（大平祐一）

ＡⅡ　公共研究会

第2回（２００２．５．１７）

テーマ：放送メディアにおける公共性の保障

報告者：立命館大学産業社会学部教授　　津田正夫　氏

龍谷大学経済学部助教授　　松浦さと子氏

【報告の要旨】「放送メディアにおける公共性の保障―欧米の放送への市民参加の調査から―」について、民間商業放送勤務経験のある立場から報告した。商業メディアの視聴率至上主義により少数意見の消失が危惧される。そこでメディアへの（少数）市民の参加の欧米の状況を調査した。アメリカでは「非商業目的」だけをルールに市民の責任で番組制作し流すことのできるパブリックアクセスチャンネルがあり、レベルは低いと言われつつ、その存在は言論の自由を確保する道具として評価されている。一方ヨーロッパでは、放送への市民の参加の公益性が高く認められ、その教育や放送団体の雇用に税金が厚く投入されていて、多様な市民の放送への参加がフリーラジオやオープンチャンネルと呼ばれるかたちでスタートしている。とくにフランスでは市民団体に放送免許が降り、ドイツではメディア行政が地方分権化されており、オランダではケーブル局に市民チャンネルとして非営利組織が調整役として参加し、移民を始め多様な団体で時間買いをして放送している。

（松浦さと子）

【討議の内容】討議に入り最初に指摘を受けたのは、これらのメディアへのパブリックアクセスやオープンチャンネルは、どのくらいの視聴者を得ていて、果たしてどのくらいの認知を受け、影響力があるものなのか、についてであった。確かに詳細な調査を行っていないが、視聴率は測定不能な水準であり、またたいへんおもしろいものとしての多数の評価を得ているとは言い難い。またオルタナティブなパワーの形成につながるものになり得ているとの確証は得られないが、必要なものであるという認識は欧米ともに確認できた。また番組を制作する市民らは、決して放送することだけが目的ではなく、上映会など、それらの映像によって共同体の議論に意見を表現し提示することを重要視していた。また NPO/NGO などのアドボカシーに貢献する機会もあり、非営利かつオルタナティブなチャンネルとしてメディアが市民に開かれていることの意義は認識したい。（松浦さと子）

【報告の要旨】日本の「放送における公共性」の前史として、無線電信やラジオ放送の開始において、国家による強力な管理・監理から始まり、戦後もＧＨＱの指導が決定的であった点が、欧米の「市民（ブルジョアジー）による公共圏の形成」とは異なっている。戦後ＮＨＫと民法の“二本立て”による多元性の確保を前提として、ＮＨＫには強い公共性が求められた。ＮＨＫでは政治介入を避けるためにも放送法の趣旨からも、内容的な公平さはもとよりではあるが、手続き的な公平さを求め、社会統合的な役割をはたすことが優先されてきたと、論者・津田は経験的に報告した。実体としての公共性は、放送内容の「公平・公正」「多様性」「社会的責任」などにより確保されるが、それらは理念により形成されたのではなく、アメリカでのアクセス権の実現にみられるように、たえざる闘いによって形成されてきた。政治とビジネスによる放送独占に対して、今「市民による公共放送」が盛んになってきており、新たな基準や規制が模索されている。（津田正夫）

ＡⅡ　公共研究会

第3回（２００２．６．７）

テーマ：A Perspective on the Theory of Justice a la Sen and Rawls

報告者：立命館大学政策科学部教授　　後藤玲子氏

【報告の要旨】後藤玲子氏のセンとロールズの正義論に関する報告は、氏の近刊予定の著書『正義の経済学：ロールズとセン』の内容をもとに、主として両者の共通する問題意識を説き明かしながら、両者の違いと最近の展開（特にセン）を紹介するものであった。まず両者の共通点として、氏は、政治的自由主義、個人的自律性の尊重、干渉しない自由ではなく「～できる自由」と選択権の社会的保障、社会的意志決定のプロセスにおける手続きの正義を重視している点を挙げる。氏は、ロールズの思想のなかでも、分配の正義に関する主張内容とその思想的な前提について詳しく説明した。特に、社会的コミットメントにふさわしいものと個人の自由にゆだねるべきものの峻別、平等な自由、公正な機会の保障と格差原理との関係、是正すべき格差と許容可能な差異、配分の正義の集合的単位と内部集団の関係などについて解説された。センの思想については、幼少時のインドでの生育体験、アローの社会的決定理論における不確定性原理にさかのぼるセンの学問的問題意識と独自な理論構築の過程を説明した。その上で、経済的決定理論の欠陥をえぐり、価値判断の集計において経済次元と政治的決定の次元を区別することの重要性を指摘した。センは、一貫して決定過程における視野の拡大とより倫理的な決定のための基準を開拓している。両者ともに政治的に公正な決定をみちびく価値基準と手続き的規準をいかにして確立するかに心を砕いている。最後にセンの最近の問題意識として、アイデンティティの拡張による公正な判断の可能性をさぐっていることについて詳しい解説がなされた。（佐藤春吉）

【討議の内容】報告者の熱意溢れる報告があり、多くの質問と意見がだされ、研究会は盛会であった。質問のいくつかを紹介すると、ロールズには論証手続き以前になにか超越的な視点があるのではないか、センにおいても人間本性についての想定が暗黙のうちにあるのではないかという質問に対しては、ロールズのカント主義からしてありうるということ、センはカントとスミスの総合を考えていることなどが示唆された。この他にも、アジアの悲惨のなかで選択肢は自由でもミゼラブルではないか、リベラリズムの枠内ではたして問題解決が可能か、部分社会の同一性を単純に想定できないのではないか、文化横断的価値と普遍的価値の違い、寛容と共生についてなどの質問や意見がだされた。これらの質問意見に対してもそれぞれ丁寧な答えがなされたが、問題自身の性質からしてなお議論はひらかれた形でのこされたように思われる。参加者も多く、大変熱気のある研究会であった。（佐藤春吉）

ＢＩ　近代日本思想史研究会

第2回（２００２．６．２１）

テーマ：和田洋一の思想史的再評価

報告者：中部大学国際関係学部教授　小島　亮氏

【報告の要旨】戦前に京都で『世界文化』の刊行に関わり、戦後は同志社大学新聞学科の創設メンバーとしてジャーナリズム研究に功績を残した和田洋一は、自らの遍歴を数多くの自伝的著作で公表してきた。自伝的著作こそが、和田をしてその存在を戦後知識界に大きく投影させた特異な「思想としての自伝」の書き手であったのである。本報告は、和田の思想を第一次資料によって再検討するための序説として、広範な読者を持った和田の自伝そのものを再読してみた。和田は、1950 年代に執筆した『灰色のユーモア』で強調する「無垢なプチブル知識人」という自己像を 70 年代以降修正しはじめ、80 年代に執筆した『私の始末書』や鼎談『洛々春秋』などでは「確信的な同伴者」と規定するに至っている。『世界文化』が人民戦線運動であった点を否定し続けた和田は、この自画像の改変に伴い、「コミンテルンの戦術転換を知った上での人民戦線運動」として旧来の意見を 180 度転換させた。かくて、『世界文化』研究は出発点に舞い戻ったのであったが、これは同時に個性的な思索家・和田洋一研究の出発を告げる鬨の声でもあった。以上の分析を踏まえ、これまでまったく研究されていない『カスタニエン』誌と和田の初期論説、そして『世界文化』に合流した「京大独文科」の系譜への注目を本報告は喚起した。（小島亮）

ＢIII　スラム地区住民の適応研究会

第1回（２００２．５．２５）

テーマ：戦前関西における沖縄出身者の定着過程―同郷団体の活動にみる「同化」の論理―

報告者：立命館大学文学研究科研修生　　當山清朝氏

【報告の要旨】戦前期に沖縄から関西に移住してきた人々がどのように定着してきたかに関して、同郷団体、とくに今泊共済会という団体に焦点を当て、かつその重要なメンバーのライフヒストリーを通じて考察した。関西ではとくに大阪市域の周辺地域に、同郷者が連鎖的に移住し、集住地域が形成されていった。時代が新しくなるにつれ大阪市域外にまで集住地域は拡大していくが、これらの地域は基本的には都市の中心部ではなく、周辺部であり、多くの地域でスラム的状況もあったようだ。これらの人を含む初期の県人会が１９２４年に「差別に反対し、県人の生活と権利を擁護する」目的で結成されたが、１９３０年代のそれは内地人の生活に同化する生活改善運動を展開した。同郷団体もこのころ結成され、生活改善運動に取り組んだ。同郷団体は単なる故郷の文化を共有する人たちの精神安定剤的機能を果たすだけでなく、内地の新たな環境へ適応する装置として機能し、これに所属し、活動することを通じて沖縄人は日本人に同化したのである。（江口信清）

【討議の内容】この報告に対して、初期の移民のスラム的居住状態に対して、ネパールのスクンバシと重なって見えるというコメントがあった。日本社会に同化するためには教育が必要だが、事例となった人物の教育的背景はどうだったのか。あるいは、この人物は家族を沖縄から呼び寄せるが、家族の適応過程はどうだったのか、という質問も出された。社会学、人類学、地理学、あるいは経済学を専攻する参加者達から多様な、有益なコメントが出され、議論は盛り上がった。（江口信清）

ＢⅢ　スラム地区住民の適応研究会

第1回（２００２．５．２５）

テーマ：大阪ウチナンチュ・エスノグラフィー―アイデンティティの獲得と文化実践―

報告者：京都文京大学人間研究所ｱｼｽﾀﾝﾄ　　小橋川　まさ美氏

【報告の要旨】本報告の目的は、日本国の日本人ではあるが、第一義的には「沖縄人」として意識する日本本土の沖縄人二世のアイデンティティが形成される過程を、大阪の沖縄人集落（大正区）で育った沖縄人二世の１人に焦点を当て、検討・考察することである。とくに、この人物がどのような出会い、軌跡を経て自己の沖縄アイデンティティを形成しているのか。そして、どのような文化実践を通じて主社会とネゴシエートしようとしているのかに絞って考察する。大阪ウチナンチュが「日本人」である以前に「沖縄人」であることを自覚し、それに基づいて自己のアイデンティティを形成していく過程には、沖縄出自であるが故に受けてきた「排除の原体験」がある。その原体験をバネに、主社会におけるマイノリティの立場について深く思索し、「エイサー祭り」に代表される文化実践という行為を通じて、排除の思考、差別構造の解体を試みているのだ、と小橋川さんは考察する。また、本土で生活する「沖縄人」としての視点・経験から、異文化の接触面には様々な摩擦が生じることを予想しながら、「エイサー祭り」に代表される沖縄文化実践の現場は多分に多文化共生へのメッセージを含んでいるという。（江口信清）

【討議の内容】事例として取り上げられた沖縄人二世のアイデンティティの変容過程は、社会的差別が強く見られた日本の在日朝鮮人二世や戦前の日系アメリカ／カナダ人のそれらと非常に類似しているといったコメントも出された。二世にも多様性があるが、事例となった人物と同じような軌跡を皆が辿ってきたのかという質問や、「エイサー祭り」の意義に対する質問やコメントなども出され、活発な質議／議論が行われた。當山清朝氏の報告が戦前期の関西の沖縄出身者、小橋川さんの話しが戦後の沖縄人を扱っており、相互に補完する形で、たいへん面白かった。（江口信清）

ＢⅢ　スラム地区住民の適応研究会

第2回（２００２．７．６）

テーマ：大阪におけるスラムクリアランス計画の系譜―明治期を中心に―

報告者：流通科学大学　　加藤政洋氏

【報告の要旨】本報告の目的は、明治期の大阪におけるスラムクリアランス計画と実施を明らかにすることである。当時の大阪のスラムは名護町（日本橋筋３～５丁目）に存在した。この実態とクリアランス事業を明らかにするために、大阪朝日新聞の記事を使った。東京のスラムクリアランス事業では、居住民は分散してしまうということを前提に実施されたのに対し、大阪では大阪郊外に移転先を構想した、クリアランス計画が立てられた。移転先地域住民の反対もあってこれは実現できなかったが、クリアランス事業自体はコレラの流行を契機に実施された。すなわち、名護町は「流行病の巣窟」で、「貧民の巣窟」という、場所の差別的な構築が意図的に行われた。結論としては、「家屋を改良せば必ず貧民は住む能はずして自然、此地の改良を得られるべき」（「東京日日新聞」1891年 8 月 23 日）と目論まれた名護町に対する 1891年 3 月の「長屋建設規則」の適用は、数多くの「貧民」を立ち退かせた上で「不潔家屋」を改築・新築した家屋に「貧民」を戻らせないという、当時の大阪府知事建野郷三が中心になった、一大地区改良事業、すなわち日本橋３～５丁目に対する大阪最初のスラムクリアランス事業であった、と報告者は結論している。（江口信清）

【討議の内容】本報告では、新聞記事が多用されたが、それはなぜか、という質問がなされた。これに対しては、明治時代の大阪におけるクリアランス事業に触れた文献類がほとんどなく、新聞記事に依拠せざるをえなかった、と報告者は答えた。現在、大阪には多くの野宿者が生活している。たとえば、長居の野宿者のクリアランス事業は自立支援者センターの設立によって実現されているが、これは大正期の同種の事業の再現と考えられるが、明治期のクリアランス事業に対する住民の対応はいかなるのもであったか、という質問が出された。これに対して、新聞記事には住民の反発に触れたものがあるが、その詳細は不明であるとの答えがあった。これらは活発な質疑応答のほんの一例である。当日、本学だけでなく、多くの大学から参加者が来ており、活発な質疑応答・議論が展開された。たいへん論旨明快で、興味深い報告であった。（江口信清）

●課題別共同研究会●

余暇と労働研究会

第1回（２００２．５．２８）

テーマ：ＦＩＦＡ2002 ワールド杯とスポーツボランティア

報告者：立命館大学産業社会学部教授　　山下　高行氏

【報告の要旨】W杯におけるボランティア組織はＪリーグのサポーター組織を基盤にしている。これは既存のスポーツファンカルチャーとは異なっている。それはサッカー以外の市民活動と結びついたりする広い視野を持っており、新しい動きを見せつつある。これらは８０年以降の日本社会の転換に起因しているのではないだろうか。グローバル化の進行は必然的に国家による影響力の低下をもたらす。特に公共財の低下は市民による自律的活動による社会形成を促すことになるであろう。サッカーサポーターはこのような動きを表象しているのではなかろうかと考える。（増島大樹）

【討議の内容】サポーターカルチャーの様相がいかなる形で進行しているかは理解できたが、それはどの程度の深まりを持っているのか。またそれは今後「主流」として定着するのだろうかという疑問が上がった。だがそれは今の所「W杯」という前提を持っているからうまくいっている部分もあるので、それが終わった後の動きを見なくては分からない。また、新自由主義にもとづくナショナリズムに、このような公共圏は抵抗的勢力となりうるのであろうか。生活世界の不安定性が、スポーツボランティアを介してナショナリズムへの傾向をもたらさないのであろうかという声もあった。また、リージョナル、とくに日本において形成される公共圏は制度上、例えば県などと言うものに根ざしていないだろうか。それは地域に根ざすという事を本質的な部分で転倒しないだろうかという質問もあった。（増島大樹）

国際課税研究会

第1回（２００２．５．１０）

テーマ： 渉外相続と国際課税の覚書－日韓を素材にして－

報告者： 立命館大学法学部教授　三木義一氏

【報告の要旨】在日外国人と在外日本人の数は増加の一途をたどっている。それに伴い家族関係の国際化も進展しており、なかでも相続は、各国民事法の内容の相違が顕著なため、しばしば複雑な問題を惹起している。さらに、相続に関しては、各国の相続税制も異なっている。まず第一に、遺産に着目する「遺産税主義」と遺産によって取得する財産に着目する「遺産取得税主義」の対立があり、第二に、全世界の財産を対象とする「無制限納税義務者」主義と域内の財産のみを対象とする「制限納税義務者」主義の相違がある。租税に関するこの二つの対立・相違が複雑に絡み合うことにより、あるときは関係国のいずれもが課税する場合があるかと思えば、別の場合には、いずれの関係国も課税しない場合もある。このような一般的状況に加えて、日韓間では、被相続人の住所に重きをおく韓国と、相続人に焦点をあわせつつ租税回避への対策から国籍主義へ移行しつつある日本という固有の相違点もあり、状況はますます複雑になっている。この問題に対する両国の実務を詳しく調査し、両国に通じる解決策を探求する必要がある。（樋爪誠）

国際課税研究会

第2回（２００２．６．１４）

①テーマ：韓国相続法について＜報告＞

在日韓国人の遺言による相続準拠法の指定＜コメント＞

報告者：司法書士　　西山慶一氏

②テーマ：国際課税の実務的諸問題＜報告＞

報告者：静岡大学教授　　小池幸造氏

【報告の要旨】第一報告では、２００１年に改正、公布された韓国の新「国際私法」典について検討が加えられた。そもそも日本において、外国の国際私法が問題となるのは、法例３２条によって反致が認められる場合である。従前、韓国の抵触規則では、被相続人の本国法主義が採用されていたので、反致の成立する余地はなかった。しかし、２００１年の改正により、原則として被相続人の本国法主義を堅持しながら（４９条１項）、一定の場合に当事者による準拠法選択を認めた（同２項）。準拠法選択の対象として許されるのは、被相続人の常居所地法と、不動産所在地法である。これは、とりわけ日本に住み財産を有する在日韓国人の遺言のあり方に大きな影響を及ぼすものである。日韓の相続法を比較した場合、相続人の範囲や相続分の指定などにおいて根本的な相違があり、両法のいずれを相続準拠法とするかをめぐり、今後新たな国際私法問題が惹起される可能性が高い、と報告された。（樋爪誠）

第二報告では、第一報告を受けて、上記のような

状況において生じ得る税法上の問題を報告者が提示し、参加者間で意見を交換した。まず、第一に、国際私法の基準となっている「常居所」と税法上の基準となる「住所」の相違である。国際私法上、住所に関しては領土法主義を採用しており、重住所も生じえた。それを回避するため、事実概念としての「常居所」が日韓をはじめ多くの国で採用されるに至っている。しかし、概念の普遍的な定義はあえて付されておらず、各国の解釈に委ねられている。その解釈において、税法との平仄を合わせるという視点が今後重要になる可能性もある。第二に、不動産相続と動産相続に関して準拠法が異なるとするならば、各場合の法定相続人も異なる可能性がある。その際、相続税の算定をいかなる基準で行い、誰に負担させるかにつき複雑な問題が生じる。両国間の行政レベルの協力や条約の締結が早晩必須となってくる。他にも様々な角度から、活発に議論がなされた。（樋爪誠）

国際課税研究会

第３回（２００２．７．１２）

テーマ：韓国相続税法の具体的内容

報告者：高正臣氏

【報告の要旨】日本ではほとんど知られていない韓国の相続税法の特徴について、条文を逐条的に検討しながら、紹介がなされた。まず、韓国において、相続税税収の占める割合は小さく、条文上は附加課税方式を採用している。ただ、内容としては「自進納付」と呼ばれる申告納付のような形態が採られており、その実態についてはなお検討の余地がある。また、日本とは異なり遺産税方式を採用しているとされるが、それを明言する規定はなく、解釈をめぐり課税長と納税者の間で紛争が生じている。各種の相続控除を生かす等、多様な視点から今後さらに検討を要するようである。さらに、相続開始前の一定期間内でかつ一定金額以上の財産の処分額不明の場合、それを相続財産価格に含めるというみなし規定があり、これも大法院レベルで争われた。結局、みなし規定を推定規定と解すべきという憲法裁判所の決定が出されて以来、課税庁が相続財産に含まれると立証しない限り、納税者に連帯納付義務は課されないとの運用が定着している。いずれも比較法的に示唆に富む論点であり、それぞれにつき盛んに議論がなされた。（樋爪誠）

現代取引法研究会

第１回（２００２．６．２１）

テーマ：類推適用について

報告者：立命館大学法学部教授　鹿野　菜穂子氏

【報告要旨】わが国の判例および学説では、従来から多くの場合において、法の欠缺を補充するために類推適用という解釈方法が用いられてきたが、そもそも、類推適用はいかなる場合に許されるのか、法解釈の中で類推適用はいかなる位置を占めるのか、何を基準として類推適用がなされるべきなのか、類推適用の限界はどこにあるのか等の点について、正面から論じられることは比較的少なかったように思われる。そこで、報告者は、この問題について自覚的に議論が重ねられてきたドイツを比較法の対象として取り上げ、法解釈方法についての基本的考え方の違いによって類推適用の捉え方がいかに異なってくるのかという視点から、ドイツでの議論を歴史的流れに沿って整理し、それとの対比において、日本の法解釈における問題点を指摘した。（鹿野菜穂子）

【討議の内容】まず、前提としての狭義の法解釈において、報告者は、立法者意思説、法規説、歴史的解釈説等を挙げた上で歴史的解釈説を支持する立場からの報告を行ったのであるが、そもそも、歴史的解釈という場合における条文の歴史的意味ないし立法者意思を確認することは可能なのか、可能だとしたらいかにして確認されうるのかについて議論がなされた。また、報告者が具体的素材として取り上げたところの、日本における９４条２項の類推適用判決や、内縁の不当破棄に関する判決をめぐって議論が行われた。さらに、もし類推適用の限界を明確にし、それを越える場面においては類推適用を用いるべきではないとした場合、法の欠缺を補充するためにいかなる方法が用いられるべきことになるのか、それらが補充のための適切な基準となりうるのか等についても議論が行われた。（鹿野菜穂子）

立命館土曜講座のご案内

８月の特集　*戦時下の人々*

８月　３日（第 2607 回）

15 年戦争下の中国人留日学生と彼らのその後

経営学部助教授　絹川　浩敏

８月２４日（第 2608 回）

フィリピン在住日本人の「戦争協力」

大阪市立大学大学院文学研究科教授　早瀬　晋三

８月３１日（第 2609 回）

15 年戦争下における日本の博物館での戦争展示

立命館大学国際平和ﾐｭｰｼﾞｱﾑ学芸員　山辺　昌彦

９月の特集　*日中国交回復 30 周年―日中の過去・現在・未来―*

９月　７日（第 2610 回）

20 世紀日中関係の歴史的磁場

大阪外国語大学教授　西村　成雄

９月１４日（第 2611 回）

魯迅と日本

文学部教授　筧　　文生

９月２１日（第 2612 回）

生活風景の中の「文化溝（カルチャーギャップ）」 ―衣･食･住･行における日中文化の比較―

国際関係学部教授　夏　　剛

９月２８日（第 2613 回）

21 世紀東北アジアの課題と日中経済関係

経済学部教授　松野　周治

立命館土曜講座シリーズ No．13

（2002 年 7 月 22 日発行）

ナショナル･アイデンティティと日本の将来
—「ナショナルなもの」とは何か—
法学部教授　中谷　　猛

ドイツ占領下フランスのナショナル･アイデンティティ
法学部教授　川上　　勉

ナショナルな音楽、越境する音楽
文学部教授　高橋　秀寿

彷徨える「日本らしさ」のゆくえ
—グローバル化時代における「ナショナルなもの」への回帰？—
関西学院大学社会学部助教授　阿部　潔

立命館土曜講座シリーズ No．14

土曜講座９月企画ブックレット化決定！

＜2002 年 12 月初旬刊行予定　乞うご期待！！＞

速報

立命館大学

秋季公開講演会

のお知らせ

講師：神奈川大学経営学部教授　　常石　敬一　氏

日時：2002年11月30日（土）午後2時～4時

場所：立命館大学衣笠キャンパス以学館1号ホール